



です。
阿部／障害のある子どもたちのひとりひとりに応じた
発達に応じることは、

社保審障害者部会で発言する阿部会長

●第119回障害者部会(10月1日)
相談支援等については、障害者の相談支援等については、個別給付によるものや、地域生活支援事業によるものなど、制度が細分化してわかりづらいとの指摘がある一方で、基幹相談支援センター未設置自治体(※1)においては、人材育成や支援者支援の取組が実施されていないことなどがあることから、地域の中核的な相談支援を担う機関として、基幹相談支援センターの設置を

現在、厚生労働省は障害者総合支援法の施行後3年の見直しに向けた検討を行っており、関係団体ヒアリングを経て、整理された論点に基づき月2回程度のペースで検討を続けています。10月は1日・18日に会場(ベルサール御成門タワー／東京都港区)とオンラインの併用開催で行われ、日身連から阿部一彦会長がオンライン参加しました。

社保審障害者部会 総合支援法見直し検討



発行所
社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
(中央障害者社会参加推進センター)
発行人 阿部 一彦
東京都豊島区目白3丁目4の3
デァダクビル4階
TEL 03-3565-3399(代)
FAX 03-3565-3349
http://www.nissinren.or.jp
Japanese Federation of
Organizations of the
Disabled Persons (JFOD)
年間購読料 正会員1部 300円
非会員1部 1000円

一層推進していくことなどが説明されました。

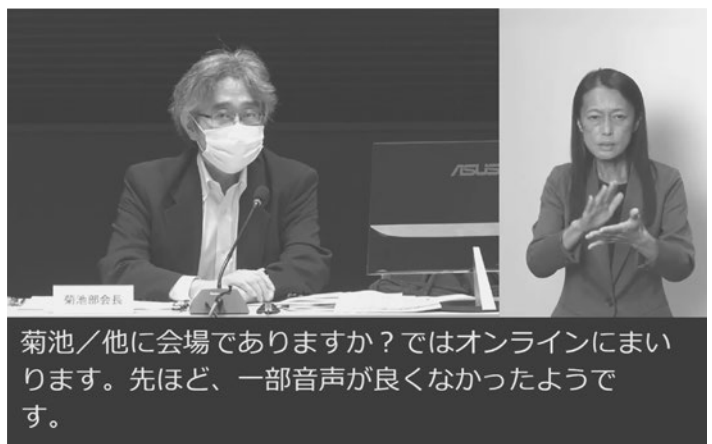
(※1) 基幹相談支援センター設置市町村数
778(実施率45%)。

障害者虐待の防止について：障害者虐待防止法に基づく通報件数は増加傾向にあるものの、通報後に虐待と判断された件数や、事実確認調査の実施状況には自治体間でばらつきがあることから、国としてより詳細に状況を把握するために調査中であることが説明されました。その他、虐待防止法附則第2条に基づく検討(※2)について、委員からは精神科病院における虐待事例が後を絶たないことから、医療機関を対象に加えるべきといった意見がありました。

(※2) 障害者虐待防止法の対象に含まれない機関(学校、保育所等、医療機関、官公署等)に対する検討とそれに基づく措置を規定した附則。

●第120回障害者部会(10月18日)
障害児支援について：障害児通所支援の在り方について、特に女性の社会進出が進む社会情勢に対応していくため、放課後等デイサービス・児童発達支援等が担うべき役割・機能について、説明されました。また、障害児入所施設等を利用している18歳以上の障害者(いわゆる加齢児)の課題について、8月12日に実務者会議で取りまとめられた報告書を踏まえ、今後の対応について説明がなされました。

▼社保審障害者部会のサイト(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html



菊池／他に会場でありますか？ではオンラインにまいります。先ほど、一部音声が悪くなったようです。

菊池馨実(きくちよしみ) 部会長

それぞれの会議にオンラインで参加した阿部会長は、「すべての障害者が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用しているわけではないという点は強調しておきたい」と述べた上で、基幹相談支援センターについては努力義務も含め、自治体への設置を進めていくこと、放課後等デイサービスの検討にあたっては学校現場の意見を踏まえることなどについて意見を述べました。
障害者部会は引き続き年末まで検討を行い、意見のとりまとめを行う予定です。